

さいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準

- 1 この告示は、さいたま市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（平成29年さいたま市告示第510号）第5条の規定に基づき、第1号事業（第1号生活支援事業を除く。以下同じ。）に要する費用の額の算定に関する基準について、必要な事項を定める。
- 2 第1号事業に要する費用の額は、別表1に定める1単位の単価に、別表2に定める単位数を乗じて算定するものとする。
- 3 2の規定により第1号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

別表1 1単位の単価

サービス名	1単位の単価
第1号訪問事業 ・介護予防訪問介護サービス ・家事支援型訪問サービス	11,050円
第1号通所事業 ・介護予防通所介護サービス ・交流型通所サービス ・運動型通所サービス	10,680円
第1号介護予防支援事業	11,050円

別表２ 第１号事業費単位数表

１ 介護予防訪問介護サービス（１月につき）

- (1) 介護予防訪問介護サービス費（Ⅰ） １，１７６単位
- (2) 介護予防訪問介護サービス費（Ⅱ） ２，３４９単位
- (3) 介護予防訪問介護サービス費（Ⅲ） ３，７２７単位

注１ 利用者に対して、介護予防訪問介護サービス事業所（さいたま市介護予防訪問介護サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（平成２９年さいたま市告示第５１１号。以下「介護予防訪問介護サービス基準等要綱」という。）第６条第１項に規定する介護予防訪問介護サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（介護予防訪問介護サービス基準等要綱第６条第１項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、介護予防訪問介護サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

ただし、訪問介護員等のうち、介護保険法施行規則（平成１１年厚生労働省令第３６号。以下「省令」という。）第２２条の２第３項に規定する生活援助従事者研修課程を修了した者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

ア 介護予防訪問介護サービス費（Ⅰ） 介護予防サービス計画等（介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第８条の２第１６項に規定する介護予防サービス計画又は省令第１４０条の６の２の５第１項第１号に規定する第１号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等（法第１１５条の４第１項第１号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下同じ。）ごとに作成される計画をいう。以下同じ。）において１週に１回程度の介護予防訪問介護サービスが必要とされた者

イ 介護予防訪問介護サービス費（Ⅱ） 介護予防サービス計画等において１週に２回程度の介護予防訪問介護サービスが必要とされた者

ウ 介護予防訪問介護サービス費（Ⅲ） 介護予防サービス計画等においてイに掲げる回数を超えて介護予防訪問介護サービスが必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成１１年厚生省令第５８号。以下「認定省令」という。）第２条第１項第２号に掲げる区分である者に限る。）

注２ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１２年厚生省告示第１９号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「単位数表」という。）１訪問介護費注５に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準を満たさない場合は高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注３ 単位数表１訪問介護費注６に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準を満たさない場合は業務継続計画未策定減算として、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注４ 介護予防訪問介護サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは介護予防訪問介護サービス事業所と同一建物に居住する利用者又は介護予防訪問介護サービス事業所における１月当たりの利用者が同一の建物（以下、この

注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する建物の利用者に対し、介護予防訪問介護サービスを行った場合は、次に掲げる単位数を算定する。

ア 同一敷地内建物等に20人以上居住する利用者に対しサービス提供を行った場合

所定単位数の100分の90

イ 同一敷地内建物等に50人以上居住する利用者に対しサービス提供を行った場合

所定単位数の100分の85

ウ 同一敷地内建物等に20人以上居住する利用者に対しサービス提供を行った場合で、正当な理由なく、介護予防訪問介護サービス事業所において、算定日が属する月の前六月間に提供した介護予防訪問介護サービスの提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)

所定単位数の100分の88

注5 単位数表1訪問介護費注13に規定する別に厚生労働大臣が定める地域に所在する介護予防訪問介護サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問介護サービスを行った場合は、特別地域介護予防訪問介護サービス加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

注6 単位数表1訪問介護費注14に規定する別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下の介護予防訪問介護サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問介護サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

注7 介護予防訪問介護サービス事業所の訪問介護員等が、単位数表1訪問介護費注15に規定する別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(介護予防訪問介護サービス基準等要綱第11条に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を超えて、介護予防訪問介護サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

注8 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問介護サービス費は、算定しない。

注9 利用者が一の介護予防訪問介護サービス事業所において介護予防訪問介護サービスを受けている間は、当該介護予防訪問介護サービス事業所以外の介護予防訪問介護サービス事業所が介護予防訪問介護サービスを行った場合に、介護予防訪問介護サービス費は、算定しない。

(4) 初回加算 200単位

注 介護予防訪問介護サービス事業所において、新規に介護予防訪問介護サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の介護予防訪問介護サービスを行った日の属する月に介護予防訪問介護サービスを行った場合又は当該介護予防訪問介護サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の介護予防訪問介護サービスを行った日の属する月に介護予防訪問介護サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(5) 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

注1 アについて、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護サービス計画を作成し、当該介護予防訪問介護サービス計画に基づく介護予防訪問介護サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問介護サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 イについて、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問介護サービス計画に基づく介護予防訪問介護サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問介護サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、アを算定している場合は、算定しない。

(6) 口腔連携強化加算 50単位

注 単位数表 1 訪問介護費へ口腔連携強化加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護予防訪問介護サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員又は第一号介護予防支援事業に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

(7) 介護職員等処遇改善加算

注 1 単位数表 1 訪問介護費チ介護職員等処遇改善加算注 1 に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数

注 2 令和7年3月31日までの間、単位数表 1 訪問介護費チ介護職員等処遇改善加算注 2 に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た介護予防訪問介護サービス事業所（注 1 の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、介護予防訪問介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1） (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2） (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3） (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4） (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5） (1)から(6)までにより算定した単位数の1000

分の184に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000

分の163に相当する単位数

キ 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000

分の163に相当する単位数

ク 介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000

分の158に相当する単位数

ケ 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000

分の142に相当する単位数

コ 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1)から(6)までにより算定した単位数の100

0分の139に相当する単位数

サ 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1)から(6)までにより算定した単位数の100

0分の121に相当する単位数

シ 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1)から(6)までにより算定した単位数の100

0分の118に相当する単位数

ス 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1)から(6)までにより算定した単位数の100

0分の100に相当する単位数

セ 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1)から(6)までにより算定した単位数の100

0分の76に相当する単位数

2 家事支援型訪問サービス（1回につき）

(1) 家事支援型訪問サービス費 233単位

注1 利用者に対して、家事支援型訪問サービス事業所の介護従業者等（さいたま市家事支援型訪問サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（平成29年さいたま市告示第512号。以下「家事支援型訪問サービス基準等要綱」という。）第6条第1項に規定する介護従業者等をいう。）及びサービス提供責任者（家事支援型訪問サービス基準等要綱第6条第1項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）が、家事支援型訪問サービスを行った場合に、所定単位数を算定する。

注2 単位数表1訪問介護費注5に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準を満たさない場合は高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注3 単位数表1訪問介護費注6に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準を満たさない場合は業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 家事支援型訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは家事支援型訪問サービス事業所と同一建物に居住する利用者又は家事支援型訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物（以下、この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する建物の利用者に対し、家事支援型訪問サービスを行った場合は、次に掲げる単位数を算定する。

ア 同一敷地内建物等に20人以上居住する利用者に対しサービス提供を行った場合
所定単位数の100分の90

イ 同一敷地内建物等に50人以上居住する利用者に対しサービス提供を行った場合
所定単位数の100分の85

ウ 同一敷地内建物等に20人以上居住する利用者に対しサービス提供を行った場合で、
正当な理由なく、家事支援型訪問サービス事業所において、算定日が属する月の前六
月間に提供した家事支援型訪問サービスの提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住
する利用者に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合（同一敷
地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）
所定単位数の100分の88

注5 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若し
くは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、家事支援型訪問サービス費
は、算定しない。

注6 利用者が一の介護予防訪問介護サービス事業所において介護予防訪問介護サービスを
を受けている間は、家事支援型訪問サービス事業所が家事支援型訪問サービスを行った場
合、家事支援型訪問サービス費は、算定しない。

(2) 初回加算 200単位

注 家事支援型訪問サービス事業所において、新規に家事支援型訪問サービス計画（家事支援
型訪問サービス基準等要綱第40条において規定する家事支援型訪問サービス計画をい
う。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の家事支援型訪問
サービスを行った日の属する月に家事支援型訪問サービスを行った場合又は当該家事支援
型訪問サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の家事支援型訪問サー
ビスを行った日の属する月に家事支援型訪問サービスを行った際にサービス提供責任者が
同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(3) 介護職員等処遇改善加算

注1 単位数表1訪問介護費に介護職員等処遇改善加算注1に規定する別に厚生労働大臣が
定める基準を準用し、当該基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているもの
として市長に届け出た家事支援型訪問サービス事業所が、利用者に対し、家事支援型訪問
サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数
に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲
げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
とする。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の100
0分の245に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の100
0分の224に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の100

0 分の 1 8 2 に相当する単位数

エ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（1）の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の 1 0 0 0 分の 1 4 5 に相当する単位数

注 2 令和 7 年 3 月 3 1 日までの間、単位数表 1 訪問介護費 介護職員等処遇改善加算注 2 に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た家事支援型訪問サービス事業所（注 1 の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、家事支援型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）（1）の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の 1 0 0 0 分の 2 2 1 に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2）（1）の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の 1 0 0 0 分の 2 0 8 に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3）（1）の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の 1 0 0 0 分の 2 0 0 に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4）（1）の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の 1 0 0 0 分の 1 8 7 に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5）（1）の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の 1 0 0 0 分の 1 8 4 に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6）（1）の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の 1 0 0 0 分の 1 6 3 に相当する単位数

キ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（7）（1）の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の 1 0 0 0 分の 1 6 3 に相当する単位数

ク 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（8）（1）の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の 1 0 0 0 分の 1 5 8 に相当する単位数

ケ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（9）（1）の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の 1 0 0 0 分の 1 4 2 に相当する単位数

コ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（10）（1）の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の 1 0 0 0 分の 1 3 9 に相当する単位数

サ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（11）（1）の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の 1 0 0 0 分の 1 2 1 に相当する単位数

シ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（12）（1）の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の 1 0 0 0 分の 1 1 8 に相当する単位数

ス 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（13）（1）の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の 1 0 0 0 分の 1 0 0 に相当する単位数

セ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14）（1）の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の 1 0 0 0 分の 7 6 に相当する単位数

3 介護予防通所介護サービス（1月につき）

(1) 介護予防通所介護サービス費

ア 事業対象者・要支援1 1, 798単位

イ 事業対象者・要支援2 3, 621単位

注1 さいたま市介護予防通所介護サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（平成29年さいたま市告示第513号。以下「介護予防通所介護サービス基準等要綱」という。）第6条に規定する施設基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所（介護予防通所介護サービス基準等要綱第6条第1項に規定する介護予防通所介護サービス事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において、介護予防通所介護サービスを行った場合に、利用者の要支援状態区分等（認定省令第2条第1項各号に掲げる区分又は省令第140条の62の4第2号に規定する第1号被保険者（以下「事業対象者」という。）をいう。以下同じ。）に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

ただし、介護予防通所介護サービスの月平均の利用者の数（指定介護予防通所介護サービス事業者が指定通所介護（さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第68号）第90条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）事業の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護サービス事業及び指定通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、介護予防通所介護サービスの利用者の数及び指定通所介護の利用者の数の合計数）が、省令第140条の63の5第1項の規定に基づき市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合（以下「定員超過利用」という。）、又は、看護職員又は介護職員の員数が介護予防通所介護サービス基準等要綱第6条に定める員数を置いていない場合（以下「人員基準欠如」という。）は、介護予防通所介護サービス費の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。

注2 利用者が事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に定めるものをいう。以下同じ。）であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の介護予防通所介護サービスが必要とされた場合については(1)アに掲げる単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の介護予防通所介護サービスが必要とされた場合については(1)イに掲げる所定単位数をそれぞれ算定する。

注3 単位数表6通所介護費注2に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準を満たさない場合は高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 単位数表6通所介護費注3に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準を満たさない場合は業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注5 介護予防通所介護サービス事業所の介護予防通所介護サービス介護従業者（さいたま市介護予防通所サービス基準等要綱第6条第1項に規定する介護予防通所介護サービス従業者をいう。）が、単位数表6通所介護費注9に規定する別に厚生労働大臣が定める地域で

規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（介護予防通所介護サービス基準等要綱第11条に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、介護予防通所介護サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

注6 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所介護サービス費は、算定しない。

注7 利用者が一の指定介護予防通所介護サービス事業所において介護予防通所介護サービスを受けている間は、当該介護予防通所介護サービス事業所以外の介護予防通所介護サービス事業所が介護予防通所介護サービスを行った場合に、介護予防通所介護サービス費は、算定しない。

注8 介護予防通所介護サービス事業所と同一建物に居住する者又は介護予防通所介護サービス指定事業所と同一建物から当該介護予防通所介護サービス指定事業所に通う者に対し、介護予防通所介護サービスを行った場合は、1月につき次に掲げる単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

ア (1)アを算定している場合（1月につき） 376単位

イ (1)イを算定している場合（1月につき） 752単位

注9 利用者に対して、その居宅と介護予防通所介護サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（(1)アを算定している場合は1月につき376単位を、(1)イを算定している場合は1月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注8を算定している場合は、この限りではない。

(2) 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他介護予防通所介護サービス指定事業所の介護予防通所介護サービス従事者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所介護サービス計画（介護予防通所介護サービス基準等要綱第40条において規定する介護予防通所介護サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

イ 介護予防通所介護サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

(3) 若年性認知症利用者受入加算 240単位

注 受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して介護予防通所介護サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(4) 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注及び(2)において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 別表2第1号事業費単位数表3(1)注1ただし書きで規定する定員超過利用又は人員基準欠如のいずれにも該当しないこと。

(5) 口腔機能向上加算

注 単位数表6通所介護費注20に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び(7)において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算す

る。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位

イ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

(6) 一体的サービス提供加算 480単位

注 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「予防サービス単位数表」という。）5介護予防通所リハビリテーション費ト一体的サービス提供加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準の規定を準用し、当該基準に適合しているものとして、市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は算定しない。

(7) サービス提供体制強化加算

注 単位数表6通所介護費ニサービス提供体制強化加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所が利用者に対し介護予防通所介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分等に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

（ア）事業対象者・要支援1 88単位

（イ）事業対象者・要支援2 176単位

イ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

（ア）事業対象者・要支援1 72単位

（イ）事業対象者・要支援2 144単位

ウ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

（ア）事業対象者・要支援1 24単位

（イ）事業対象者・要支援2 48単位

(8) 生活機能向上連携加算

注 単位数表6通所介護費注12に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、アについては、利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、イについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、(3)を算定し

ている場合には、アは算定せず、イは1月につき100単位を所定単位数に加算する。

ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

(9) 口腔・栄養スクリーニング加算

注 単位数表6 通所介護費注19に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合する介護予防通所介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位

(10) 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者ごとに、管理栄養士等が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

エ 別表2第1号事業費単位数表3(1)注1ただし書きで規定する定員超過利用又は人員基準欠如のいずれにも該当しないこと。

(11) 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所が、利用者に対し介護予防通所介護サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

イ 必要に応じて介護予防通所介護サービス計画を見直すなど、介護予防通所介護サービス

の提供に当たって、アに規定する情報その他介護予防通所介護サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

(12) 介護職員等処遇改善加算

注 1 単位数表 6 通所介護費ホ介護職員等処遇改善加算注 1 に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） (1)から(11)までにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 9 2 に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） (1)から(11)までにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 9 0 に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） (1)から(11)までにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 8 0 に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） (1)から(11)までにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 6 4 に相当する単位数

注 2 令和 7 年 3 月 3 1 日までの間、単位数表 6 通所介護費ホ介護職員等処遇改善加算注 2 に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所（注 1 の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、介護予防通所介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１） (1)から(11)までにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 8 1 に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（２） (1)から(11)までにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 7 6 に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（３） (1)から(11)までにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 7 9 に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（４） (1)から(11)までにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 7 4 に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（５） (1)から(11)までにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 6 5 に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（６） (1)から(11)までにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 6 3 に相当する単位数

- キ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（７） （1）から(11)までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
- ク 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（８） （1）から(11)までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
- ケ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（９） （1）から(11)までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
- コ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（10） （1）から(11)までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
- サ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（11） （1）から(11)までにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数
- シ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（12） （1）から(11)までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- ス 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（13） （1）から(11)までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
- セ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14） （1）から(11)までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

4 交流型通所サービス （1回あたり）

(1) 交流型通所サービス費 352単位

注1 さいたま市交流型通所サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（平成29年さいたま市告示第514号。以下「交流型通所サービス基準等要綱」という。）第6条に定めるものに適合しているものとして市長に届け出た交流型通所サービス事業所（交流型通所サービス基準等要綱第2条に規定する交流型通所サービスを行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において、介護予防サービス計画等にて交流型通所サービスが必要とされた者に対し、交流型通所サービスを行った場合、所定単位数を算定する。

ただし、交流型通所サービスの月平均の利用者の数が省令第140条の63の5第1項の規定に基づき市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合、又は介護職員の員数が交流型通所サービス基準等要綱第6条に定める員数を置いていない場合は、交流型通所サービス費の所定単位数に1000分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。

注2 単位数表6通所介護費注2に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準を満たさない場合は高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の1000分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注3 単位数表6通所介護費注3に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準を満たさない場合は業務継続計画未策定減算として、所定単位数の1000分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、交流型通所サービス費は、算定しない。

注5 利用者が介護予防通所介護サービス事業所において介護予防通所介護サービスを受けている間は、交流型通所サービス事業所が交流型通所サービスを行った場合、交流型通所サービス費は、算定しない。

注6 利用者に対して、その居宅と交流型通所サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき38単位を所定単位数から減算する。

(2) 介護職員等処遇改善加算

注1 単位数表6 通所介護費ホ介護職員等処遇改善加算注1に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た交流型通所サービス事業所が、利用者に対し、交流型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の92に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の90に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の80に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の64に相当する単位数

注2 令和7年3月31日までの間、単位数表6 通所介護費ホ介護職員等処遇改善加算注2に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た交流型通所サービス事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、交流型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1） (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の10000分の81に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2） (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の10000分の76に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3） (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の10000分の79に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4） (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の10000分の74に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5） (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の10000分の65に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6） (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の

- 1 0 0 0 分の 6 3 に相当する単位数
- キ 介護職員等処遇改善加算 (V) (7) (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の
1 0 0 0 分の 5 6 に相当する単位数
- ク 介護職員等処遇改善加算 (V) (8) (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の
1 0 0 0 分の 6 9 に相当する単位数
- ケ 介護職員等処遇改善加算 (V) (9) (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の
1 0 0 0 分の 5 4 に相当する単位数
- コ 介護職員等処遇改善加算 (V) (1 0) (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数
の 1 0 0 0 分の 4 5 に相当する単位数
- サ 介護職員等処遇改善加算 (V) (1 1) (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数
の 1 0 0 0 分の 5 3 に相当する単位数
- シ 介護職員等処遇改善加算 (V) (1 2) (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数
の 1 0 0 0 分の 4 3 に相当する単位数
- ス 介護職員等処遇改善加算 (V) (1 3) (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数
の 1 0 0 0 分の 4 4 に相当する単位数
- セ 介護職員等処遇改善加算 (V) (1 4) (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数
の 1 0 0 0 分の 3 3 に相当する単位数

5 運動型通所サービス (1 回あたり)

(1) 運動型通所サービス費 3 6 8 単位

注 1 さいたま市運動型通所サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱 (さいたま市告示第 5 1 5 号。以下「運動型通所サービス基準等要綱」という。) 第 6 条に定めるものに適合しているものとして市長に届け出た運動型通所サービス事業所 (運動型通所サービス基準等要綱第 2 条に規定する運動型通所サービスを行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。) において、介護予防サービス計画等にて運動型通所サービスが必要とされた者に対し、運動型通所サービスを行った場合、所定単位数を算定する。

ただし、運動型通所サービスの月平均の利用者の数が省令第 1 4 0 条の 6 3 の 5 第 1 項の規定に基づき、市長に提出した運営規定に定められている利用定員を超える場合、又は看護職員又は介護職員の員数が運動型通所サービス基準等要綱第 6 条に定める員数を置いていない場合は、運動型通所サービス費の所定単位数に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た単位数を用いて算定する。

注 2 単位数表 6 通所介護費注 2 に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準を満たさない場合は高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 1 0 0 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注 3 単位数表 6 通所介護費注 3 に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準を満たさない場合は業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 1 0 0 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注 4 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型

共同生活介護を受けている間は、運動型通所サービス費は、算定しない。

注5 利用者が介護予防通所介護サービス指定事業所の介護予防通所介護サービスを受けている間は、運動型通所サービス指定事業所が運動型通所サービスを行った場合、運動型通所サービス費は、算定しない。

注6 利用者に対して、その居宅と運動型通所サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき38単位を所定単位数から減算する。

(2) 介護職員等処遇改善加算

注1 単位数表6通所介護費ホ介護職員等処遇改善加算注1に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た運動型通所サービス事業所が、利用者に対し、運動型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の92に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の90に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の80に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の64に相当する単位数

注2 令和7年3月31日までの間、単位数表6通所介護費ホ介護職員等処遇改善加算注2に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た運動型通所サービス事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、運動型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1） (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の81に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2） (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の76に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3） (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の79に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4） (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の74に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5） (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の65に相当する単位数

- カ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（６） （１）の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の 1 0 0 0 分の 6 3 に相当する単位数
- キ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（７） （１）の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の 1 0 0 0 分の 5 6 に相当する単位数
- ク 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（８） （１）の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の 1 0 0 0 分の 6 9 に相当する単位数
- ケ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（９） （１）の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の 1 0 0 0 分の 5 4 に相当する単位数
- コ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１０） （１）の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の 1 0 0 0 分の 4 5 に相当する単位数
- サ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１１） （１）の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の 1 0 0 0 分の 5 3 に相当する単位数
- シ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１２） （１）の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の 1 0 0 0 分の 4 3 に相当する単位数
- ス 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１３） （１）の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の 1 0 0 0 分の 4 4 に相当する単位数
- セ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１４） （１）の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の 1 0 0 0 分の 3 3 に相当する単位数

6 介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）（1 月につき）

(1) 介護予防ケアマネジメント A

ア 介護予防ケアマネジメント A 費 4 4 2 単位

- 注 1 介護予防ケアマネジメント A 費は、利用者に対して第 1 号介護予防支援事業（法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を行い、かつ、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 4 5 条第 5 項）に規定する国民健康保険団体連合会をいう。）に対し、介護予防サービス計画等において位置付けられている第 1 号事業のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出している地域包括支援センター（法第 1 1 5 条の 4 6 に規定する地域包括支援センターをいう。）について、所定単位数を算定する。
- 注 2 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 1 2 年厚生省告示第 2 0 号）別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表（以下「居宅単位数表」という。）注 3 に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準を満たさない場合は高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 1 0 0 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 注 3 居宅単位数表注 4 に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準を満たさない場合は業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 1 0 0 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 注 4 利用者が月を通じて介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型

居宅介護（短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除く。）若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）を受けている場合は、当該月については、介護予防ケアマネジメントA費は、算定しない。

イ 初回加算 300単位

注 地域包括支援センターにおいて、新規に介護予防ケアプラン（介護予防ケアマネジメント事業所が作成する介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）に類するものをいう。以下同じ。）を作成する利用者に対し、第1号介護予防支援事業を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

ウ 委託連携加算 300単位

注 介護予防ケアマネジメント事業所（介護予防ケアマネジメントの事業を行う事業所をいう。）が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防ケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

(2) 介護予防ケアマネジメントC （1月につき）

ア 介護予防ケアマネジメントC費 442単位

注1 介護予防ケアマネジメントC費は、利用者に対して、新規に、第1号介護予防支援事業を行い、かつ、ケアマネジメントの結果、介護予防サービス等に、介護予防・生活支援サービス事業以外のサービスのみを位置付けた地域包括支援センターについて、所定単位数を算定する。

注2 介護予防ケアマネジメントC費は介護予防ケアマネジメントA費を算定する月においては、算定しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後のさいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準の規定は、この告示の施行の日以後の居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業費の支給について適用し、同

日前の居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業費の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のさいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準の規定は、この告示の施行の日以後の居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業費の支給について適用し、同日前の居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業費の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のさいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準の規定は、この告示の施行の日以後の居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業費の支給について適用し、同日前の居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業費の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年9月30日までの間は、別表2の介護予防訪問介護サービス費の(1)から(3)まで、家事支援型訪問サービスの(1)、介護予防通所介護サービス費の(1)、交流型通所サービスの(1)、運動型通所サービスの(1)、介護予防ケアマネジメントA費及び介護予防ケアマネジメントC費について、それぞれの所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のさいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準の規定は、この告示の施行の日以後の居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業費の支給について適用し、同日前の居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業費の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のさいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準の規定は、この告示の施行の日以後の居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業費の支給について適用し、同日前の居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業費の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のさいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準の規定は、この告示の施行の日以後の居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業費の支給について適用し、同日前の居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業費の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のさいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準の規定は、この告示の施行の日以後の居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業費の支給について適用し、同日前の居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業費の支給については、なお従前の例による。